

主要な規制改革事項について



外国人留学生の在学中における創業活動の促進 《スタートアップビザの制度改善》

- 意欲と能力ある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなく国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）への切り替えを可能とする所要の措置を実施【今年度内できるだけ速やかに実施】

現行

在留資格【留学】

留学生が在学中に創業活動
を行うハードルは高い

(在学中に創業活動を行うことは可能)

卒業

~~スタートアップビザ~~
(在留資格【経営・管理】の要件緩和)

【留学】からスタートアップビザへの
在留資格を変更する仕組みがなく、
⇒通常の在留資格【経営・管理】の取得が必要

在留資格【経営・管理】

措置の内容

在留資格【留学】

卒業

在学中及び卒業後帰国せずに在留資格【留学】
からスタートアップビザへ切替可能にする

スタートアップビザ
(在留資格【経営・管理】の要件緩和)

在留資格
【経営・管理】

在学中に創業活動を行う
ことは、引き続き可能

⇒外国人留学生のスタートアップビザ
を活用した創業活動を促進

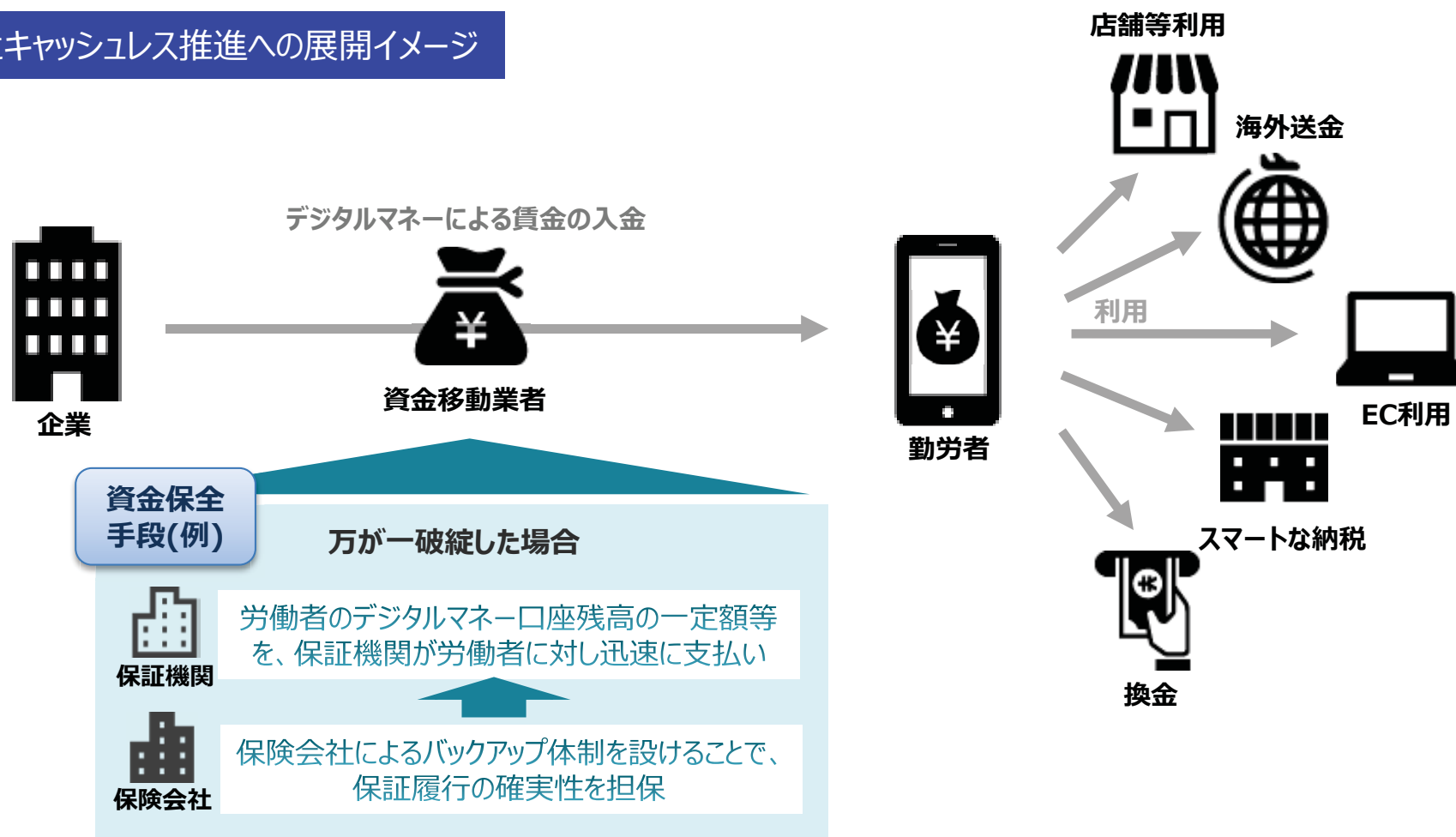


外国人
留学生

キャッシュレス社会の促進 《デジタルマネーによる賃金支払いの解禁》

- 現金での直接支払いや銀行口座への振り込み等に限定されていた賃金支払いについて、労働者本人の同意を前提に、資金移動業者の口座への支払いも解禁する【来年度早期の実現を図る】
- 解禁の前提として、万が一、資金移動業者が破綻した場合であっても、十分な額が早期に労働者に支払われる資金保全手段の設計を早期に具体化する。併せて、必要なマネーロンダリング対策を実施する

解禁後の姿とキャッシュレス推進への展開イメージ



農業の六次産業化の推進

《農家レストランの農用地区域内設置に係る特例措置の全国展開》

- 現在、国家戦略特区内でのみ認められている、農用地区域内への農家レストランの設置に係る特例措置について、全国展開を図る【今年度中に実現】

現状

農家レストランは、**国家戦略特区**での特例による場合を除き、農用地区域内に設置できない。

全国展開

国家戦略特区での活用事例検証を踏まえ、一定の要件を満たす農家レストランについて農用地区域内に設置を可能とする措置を**全国展開**する（農林水産省令改正）。

(要件) ① 農業者が設置・管理するものであって、
 ② 自己の農畜産物及び同一市町村内・農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として提供するレストラン

効果

- ・ 農業の六次産業化の推進
- ・ 所得向上
- ・ 雇用の確保

活用事例

○新潟市の例
ラ・トラットリア・エストルト
 平成28年5月にオープン。フルーツマトや越後姫（いちご）などの自社生産の野菜等や、地元の食材を使ったパスタ、ピザなどを提供



○愛知県の例
サンセットウォーカーヒル
 平成30年4月にオープン。自社生産のいちごや地元の食材を使った、風景も楽しめるレストラン

